

## 〔別 紙〕

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5年 1月 5日 至 令和 6年 6月 30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 喜翔会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市柳津町下佐波一丁目 3番地
- (3) 設立認可年月日 令和 5年 1月 29日
- (4) 設立登記年月日 令和 5年 1月 5日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	やまだ整形外科・ 内科クリニック	2110113160	岐阜市柳津町下佐波1丁目3番地	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 6月 30日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式26-3

法人名 医療法人 喜翔会

所在地 岐阜県岐阜市柳津町下佐波一丁目3番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録  
(令和6年6月30日現在)

1. 資産額	24,574千円
2. 負債額	3,885千円
3. 純資産額	20,689千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	23,243
B 固定資産	1,331
C 資産合計 (A+B)	24,574
D 負債合計	3,885
E 純資産 (C-D)	20,689

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式 26-1-4 (旧法: 診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 喜翔会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県岐阜市柳津町下佐波一丁目3番地

## 貸 借 対 照 表

(令和 6年 6月 30日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	23,243	I 流 動 負 債	2,632
II 固 定 資 産	1,331	II 固 定 負 債	1,253
1 有 形 固 定 資 産	1,304	負 債 合 計	3,885
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	27	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 剰 余 金	
		1 代 替 基 金	
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	3,885
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	16,804
		純 資 産 合 計	20,689
資 産 合 計	24,574	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,574

## 様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 喜翔会

※医療法人整理番号

所在地 岐阜県岐阜市柳津町下佐波一丁目3番地

損 益 計 算 書  
(自 令和5年12月 5日 至 令和6年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	55,589
2 事 業 費 用	50,823
本來業務事業利益	4,766
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	4,766
II 事 業 外 収 益	60
III 事 業 外 費 用	86
經 常 利 益	4,740
IV 特 別 利 益	30
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	4,770
法 人 稅 等	885
當 期 純 利 益	3,885

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式26-5

監事監査報告書

医療法人 喜翔会  
理事長 山田 喜久 殿

私は、医療法人喜翔会の令和5会計年度（令和5年12月5日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8月20日

医療法人 喜翔会

監事 近藤 勝敏